

札幌市路面下空洞探査業務総合評価一般競争入札実施要領

平成28年2月24日建設局長決裁

平成29年1月31日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市建設局が発注する舗装路面下の空洞調査業務（以下「路面下空洞探査業務」という。）に係る調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の手續に関して、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価一般競争入札を行う路面下空洞探査業務の調達は、業務の予定価格（設計金額）が100万円を超えるもの（以下「対象業務」という。）とする。ただし、施行令第167条の2第1項第5号、第6号、第8号、及び第9号の規定の一に該当する場合は、この限りではない。

(調達の手續)

第3条 対象業務において、総合評価一般競争入札を行うときは、この要領により実施するものとし、この要領に定めのない事項については、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁。以下「役務要領」という。）の取扱いによるものとする。

(落札者決定基準の決定)

第4条 施行令第167条の10の2第3項の規定に基づく落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）にあつては、別表1に掲げる事項を基本に、調達ごとに定めるものとする。

2 前項に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、契約担当部長等は、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式1により聴取し、その意見の結果をもとに、役務要領第4条の規定に基づく一般競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の議を経るものとする。

3 前項の資格審査委員会の構成は、役務要領第4条第2項の規定に基づくものとする。

(入札参加資格等)

第5条 総合評価一般競争入札に参加することができる者は、役務要領第3条に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係である場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 役務要領第85条第1項及び第2項の規定に基づき定めた要件

(入札公告)

第6条 総合評価一般競争入札を行うときは、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づく一般競争入札の告示の例によるほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を採用していること。
- (2) 総合評価に必要な技術評価の書類の提出に関すること。
- (3) 落札者決定基準
- (4) 落札者の決定方法に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 前項の公告は、別記1標準告示例による。

(入札説明書)

第7条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者に対し交付する入札説明書は、別記2標準入札説明書例による。

(技術資料等の提出)

第8条 市長は、総合評価一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）から、指定した期日までに、入札書のほか、入札公告に示す入札参加資格の審査に係る書類及び次の各号に掲げる技術評価に係る書類（以下「技術資料等」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 実施方針に係る書類
- (2) 企業・配置予定技術者の評価に係る書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 入札参加者からいったん提出された入札書及び技術資料等（以下「入札書等」という。）は、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

(開札等)

第9条 入札執行者（役務要領第2条第1項第8号で定める者をいう。以下同じ。）は、前条による入札があったときは、技術資料等により、入札参加資格の審査をした後、公告においてあらかじめ示した日時及び場所において、開札するものとする。

2 前項の開札において、入札執行者は、次の事項を告げた後、落札を保留して、開札を

終えるものとする。

- (1) 入札が無効となる入札参加者
- (2) 入札した入札参加者の商号又は名称及び入札書記載金額
- (3) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

3 前2項の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときであっても、施行令第167条の8第4項の規定に基づく再度入札は、行わないものとする。

(技術資料等の評価等)

第10条 入札執行者は、前条の開札結果に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者（以下「評価対象者」という。）について、入札書記載金額及び技術資料等をもとに、落札者決定基準による評価を行い、評価点案を作成する。

2 前項の評価を行う場合において、入札執行者は、評価対象者に対し、入札書等に関し必要な説明を求めることができる。

3 第4条第2項の規定に基づく意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、契約担当部長等は、第1項の評価点案に基づき落札者を決定することについて、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式2により聴取し、その意見の結果を、資格審査委員会に報告するものとする。

4 第1項の評価点案及び前項の学識経験を有する者の意見に基づき、資格審査委員会が評価点を決定する。

(落札者の決定)

第11条 前条第4項で評価点を決定した結果、評価点の最も高い者を落札者とし、評価点の最も高い者が複数いる場合には、くじにより落札者を決定する。

2 落札者を決定したときは、入札執行者は総合評価に係る審査結果について、第9条第1項で入札参加資格を有していると認められた入札参加者に対し、通知するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 落札者を決定したときは、その入札結果について、札幌市物品・役務契約に係る入札等情報の公表に関する事務取扱要領（平成25年12月2日財政局契約管理担当局長決裁）第8条の規定に基づき、様式3により公表するものとする。

(評価点に係る疑義照会)

第13条 評価対象者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、第11条第2項に基づく通知をした日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価点について様式4により疑義の照会ができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく照会があったときは、あらかじめ資格審査委員会の議を経たうえで、様式5により回答するものとする。

(粗悪な行為に対する措置)

第14条 市長は、受託者が提出した入札書等に虚偽記載等の明らかな粗悪行為があると認められるときは、当該受託者に対し、契約の解除又は札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第15条 総合評価に係る審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料等は、公にすることにより入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に取り扱うものとし、原則として、ホームページ等での公表はしないものとする。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

(委任)

第16条 この要領の実施に関し必要な事項は、維持担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年2月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年1月31日から施行する。